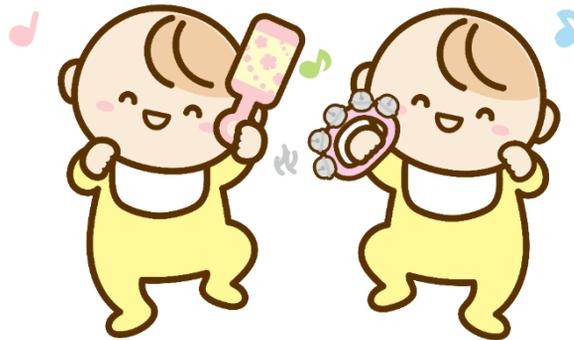


新生児の 聴覚検査費用を 助成します



聴覚検査を受けましょう

生まれつき、耳の聞こえに何らかの障害を持つ赤ちゃんは、1,000人に1~2人といわれています。赤ちゃんに聞こえにくさがないかを早期に発見し、適切な療育等を受けることで、赤ちゃんのこことばやコミュニケーションの発達に大きな効果を期待することができます。また、検査で異常がなくても、耳の聞こえについて気になるときは医療機関に相談しましょう。

対象

下記の条件すべてを満たす保護者

- 生後2カ月以内に新生児聴覚検査を受検した乳児がいる
(令和6年4月1日以降に受けた初回検査が助成の対象)
- 検査日において世帯全員が市民税非課税世帯又は生活保護世帯
- 検査日に本市に住民票がある

対象検査 助成額

国内で受けた、医療保険が適用されないもの(初回検査のみ)

検査内容	上限額
自動ABR検査(自動聴性脳幹反応検査)	8,000円
OAE検査(耳音響放射検査)	3,000円

申請窓口

- 北部保健福祉センター 北部地域保健課
(尼崎市南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階)
- 南部保健福祉センター 南部地域保健課
尼崎市竹谷町2-183 リバル5階
- 保健所 健康増進課
尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館5階

申請方法

医療機関等で検査を受け、費用をお支払いください

検査の日から6か月以内に

* 令和6年4月から6月に検査を受けた方は、令和6年12月未までが申請期限です

申請窓口にて、助成の申請をしてください

申請時に必要なもの

- ① 申請者(保護者)の本人確認書類
- ② 医療機関の領収証原本および診療明細書
- ③ 母子健康手帳または検査結果のわかるもの
- ④ 世帯全員の所得を証明する書類
・市民税非課税世帯の方は市民税課税証明書(市が公簿等で課税情報を確認できる場合は省略可)
・生活保護世帯は生活保護受給証
- ⑤ 助成金振込口座の通帳またはキャッシュカード

問い合わせ先

尼崎市保健所 健康増進課
(母子保健担当)
TEL 06-4869-3033
FAX 06-4869-3049

市ホームページ

